

佐賀県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県県土整備部が発注する建設関連業務委託のうち設計業務において実施する総合評価落札方式の試行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、履行能力、技術提案及び価格が最も有利なものを持って申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第3条 この要領の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、入札価格と技術評価を総合的に評価し、原則として県にとって最も有利なものと契約することが適当と判断される次の第2項から第4項までのいずれかに該当する業務とする。

2 次の各号のいずれかに該当する詳細設計業務

- (1) 橋長100m以上の新設橋梁の詳細設計業務
- (2) 延長500m以上の新設道路トンネルの詳細設計業務
- (3) 基礎地盤から堤頂までの高さ30m以上の治水及び利水を目的とした新設ダムの詳細設計業務（砂防及び治山を目的としたダムを除く。）

3 設計価格が1千万円以上で次の各号のいずれかに該当する設計業務

- (1) 道路設計
- (2) 護岸設計
- (3) 橋梁設計
- (4) 河川樋門・樋管設計
- (5) 砂防堰堤設計
- (6) クリーク防災設計
- (7) 函渠設計
- (8) 擁壁・補強土設計
- (9) 法面工設計
- (10) 落石防護柵設計

4 その他、技術的難易度が高い業務

(落札者決定基準等の決定)

第4条 収支等命令者等（収支等命令者又は、収支等命令者が落札者の決定等について他の機関に執行依頼を行う場合は、当該機関の長とする。以下同じ）は、対象業務及び落札者決定基準、落札者の決定について技術審査会で審議し、総合評価技術委員会に意見を聞き決定する。

(総合評価技術委員会)

第5条 収支等命令者等は、総合評価落札方式を行おうとするとき、対象業務ごとに、あらか

じめ次の(1)及び(2)に掲げる事項について学識経験者2名以上の委員で構成する総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについても意見を聴き、必要があるとの意見が述べられた場合には(3)について意見を聴かなければならない。

- (1) 評価の方法
 - (2) 落札者決定基準
 - (3) 落札者の決定
- 2 会議は、事務局が必要に応じて招集する。
- 3 事務局は、意見聴取の結果を収支等命令者へ報告する。
- 4 委員会は公開しない。また、何人も委員会の内容を漏らしてはならない。
- 5 委員会の事務局は、入札・検査センターが所管する。

(技術審査会)

第6条 収支等命令者等は、前条第1項に掲げる事項について委員会に意見を聞くにあたって、事前に技術審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。

- 2 審査会の構成は、次のとおりとする。

名称	会員の構成	備考
部内審査会	部長及び会長があらかじめ指名する者から5名以上とする	1 部内に設置 2 会長は部長

- 3 会長に事故やその他の事情があるときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。
- 4 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 5 会議は、会員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 6 審査会は公開しない。また、何人も審査会の審査の内容を漏らしてはならない。
- 7 審査会の庶務は、入札・検査センターが行う。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価落札方式による落札者の決定方法は、予定価格に対する入札価格に基づいて算定した評価点（以下「価格評価点」という。）と落札者決定基準における項目ごとの得点に基づいて算定した評価点（以下「技術評価点」という。）の合計点（以下「評価値」という。）をもって決定するものである。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ \text{価格評価点} &= \text{価格評価点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \\ \text{技術評価点} &= \text{技術評価点の配分点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配分合計}) \end{aligned}$$

なお、技術評価点の配分点は60点とし、価格評価点の配分点、落札者決定基準及び得点配分は対象業務ごとに落札者決定基準を定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第8条 総合評価落札方式により入札を行う場合、入札公告等に次に掲げる事項を明示するもの

とする。

- (1) 総合評価落札方式による入札であること
- (2) 入札の評価に関する評価事項及び評価基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 技術提案の不履行の場合における措置
- (5) 價格以外の評価点についての疑義の照会ができること

(技術提案書の提出)

第9条 入札参加希望者は、収支等命令者等が要求した企業及び技術者に関する資料及び技術提案書（以下「提案書等」という。）により履行する旨の意志表明書を併せて提出するものとする。

2 提案書等については、次のように取り扱うものとする。

- (1) 作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 返却及び公表は原則として行わない。
- (3) 提出後における提案内容の変更は認めない。

3 次の場合は、入札参加資格について欠格とする。

- (1) 提案書等により履行する旨の意思表明書が提出されない場合
- (2) 提案書等の内容が不適切な場合

(提案書等の採否、欠格の通知)

第10条 提案書等の採否、欠格の通知については、技術提案の審査結果通知書（様式第11号）により通知するものとする。

2 提案書等が不適切なために欠格となる場合は、通知に併せてその理由も付すものとする。

(提案書等が適切と認められなかった場合の理由の説明)

第11条 前条の通知を受けたものは、当該通知を受けた日から原則として5日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、収支等命令者等に提案書等が適切と認められなかった場合の理由の説明を求めることができる。

2 前項の理由の説明を求められた収支等命令者等は、速やかに提案書等が適切と認められなかった理由を書面により回答するものとする。

(落札者の決定)

第12条 落札者は、入札参加者で入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。但し、評価値は小数点以下5桁目を切捨てた値とする。

3 前2項で決定する落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるとき

は、その者を落札者とせず、当該入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、第3条第2項に該当する業務については、「佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領」を適用し、同条第3項に該当する業務については、「佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理試行要領」を適用する。

(落札者決定の通知)

第13条 落札者が決定したときは、入札参加者に、落札者が決定したことを見知らせるものとする。

(審査結果等の公表)

第14条 審査結果については、建設関連業務に関する入札結果等公表要領に基づき落札者決定後速やかに公表する。

(落札者として選定されなかった場合の理由の説明)

第15条 入札参加者で落札者とならなかつた者は、落札者の公表を行つた日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、収支等命令者等に落札者として選定されなかつた場合の理由の説明を求めることができるものとする。但し、説明を求めた入札参加者以外の者の審査内容の説明は求めることができるものとする。

2 前項の理由の説明を求められた収支等命令者等は、速やかに回答するものとする。

(技術提案の保護等)

第16条 技術提案については、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合はこの限りでない。

(価格以外の評価内容の確保)

第17条 収支等命令者等は、落札者が提出した提案書等の内容の履行に努めるものとし、その内容の全てを契約書、仕様書その他の付属書類に記載するものとする。

2 受注者が提案書等の内容のとおりに履行できなかつた場合は、業務成績評定の減点対象とする。また、修補を請求し、修補が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

3 契約後、落札者が提出した資料等に関し、故意の虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第18条 第14条の規定による公表を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は原則公表しない。

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。